

# 磐田市認知症施策 取組状況報告

## 1 認知症の理解と知識の普及啓発

認知症について正しく理解し、日頃から認知症予防のための取組を推進するとともに、早期対応のための早期受診、早期治療、適切な対応を普及啓発する

### (1) 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進

#### ① 認知症サポーター養成講座の開催

・令和5年度…33回開催 1,085人 (R6.2.20時点)

医療・介護施設、サロン、金融機関、小・中・高等学校などで開催

●認知症サポーター…累計 20,555人 (R6.2.20時点)

#### ② 認知症地域支援推進員の配置

・地域の認知症施策の中心として活動

・日常生活圏域（中学校区）ごと、地域包括支援センターに10名配置。

#### ③ 認知症の理解促進に向けた地域での普及啓発事業

・認知症フォーラム等 令和5年度…14回開催 (R6.2.20時点)

●R6.2.10 豊岡認知症講演会にて静岡県認知症希望大使（認知症当事者）の講話

・認知症カフェ等 令和5年度…48回開催 (R6.2.20時点)

### (2) 認知症の進行段階に合わせた、医療・介護の提供

① 認知症疾患医療センター（磐田市立総合病院）・市内医療機関（認知症サポート医）との連携

② いわた認知症ハンドブックの改訂・普及

<改訂時の留意点>

・認知症の人とその家族が手に取った時に、今後の見通しがつくような内容

・「新しい認知症観」に基づいた内容

### これまでの考え方

- ①認知症は自分に関係ないこと。
- ②本人は何もわかっていない。
- ③自分らしさがなくなる。
- ④問題をおこす人。
- ⑤本人は判断できない。周りが決めてあげないといけない。
- ⑥地域での生活は難しい。隠したい。恥ずかしい。
- ⑦孤立、あきらめ。

悪環境におちいり、  
お互いが暮らしにくい

Change!

### 今の考え方

- ①認知症は自分もなり得ること。
- ②本人なりにわかっている。  
できることもある。
- ③自分らしさが最後まである。
- ④いちばん困っているのは本人。行動には本人なりの理由がある。
- ⑤本人が決めて、自分らしく暮らす。
- ⑥自分らしく、お互いに支え合い、地域の一員として暮らせる。
- ⑦やりたいことがある。  
できることが沢山ある。

良い環境が生まれ、  
お互いが暮らしやすい

### ③ 認知症初期集中支援チーム

「複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう」

H30年度から実施しており、H30年度1件、R元年度2件、R3年度1件 対応

#### 【課題】

- ・チーム員として活動が可能で突発的なケース対応ができる人材が少ない
- ・認知症だけでなく、精神疾患等複合的な課題を持つケースも多い
- ・高齢化に伴い認知症の人が増加すると予想される中、対応が必要なケースの増加にどのように対応していくか
- ・「認知症を隠したい」「認知症になりたくない」という意識が強く、自分自身の変化を感じても早期受診・相談につながっていない（重度化するとより受診拒否につながる）

### (3) 認知症予防事業の実施

#### ① 継続的な認知症予防活動の普及

- ・いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操・しゃきしゃき百歳体操  
イスに座り映像に合わせて行う体操。筋力・口腔機能・認知機能の維持・向上などが期待され、交流センター等で週1回実施している
- ・高齢者サロン、シニアクラブ…社会参加することで認知機能の維持を図る

## 2 認知症の人とその家族への支援

認知症の症状が明らかになってきている人やその家族が、介護保険サービスだけではなく、様々な支援により住み慣れた地域で暮らすための取組を行う。

### (1) 若年性認知症の相談支援体制の強化

- ① 多職種連携による現状把握と課題の検討（医療機関との連携）
- ② 若年性認知症当事者と家族の交流の場の再開

### (2) 認知症介護者への支援

#### ① 認知症介護者への在宅介護手当の支給

- ・負担の大きい要介護者の介護の慰労を行うとともに、要介護者の在宅福祉の増進を図るために介護者等へ支給。  
※要介護3以上の状態が1年以上継続 + 重度の認知機能の低下が見られる方の介護者等  
※要介護2の状態が1年以上継続 + 重度の認知機能の低下が見られる方の介護者等

#### ② 認知症の方やその家族の集いの場「認知症カフェ」の普及

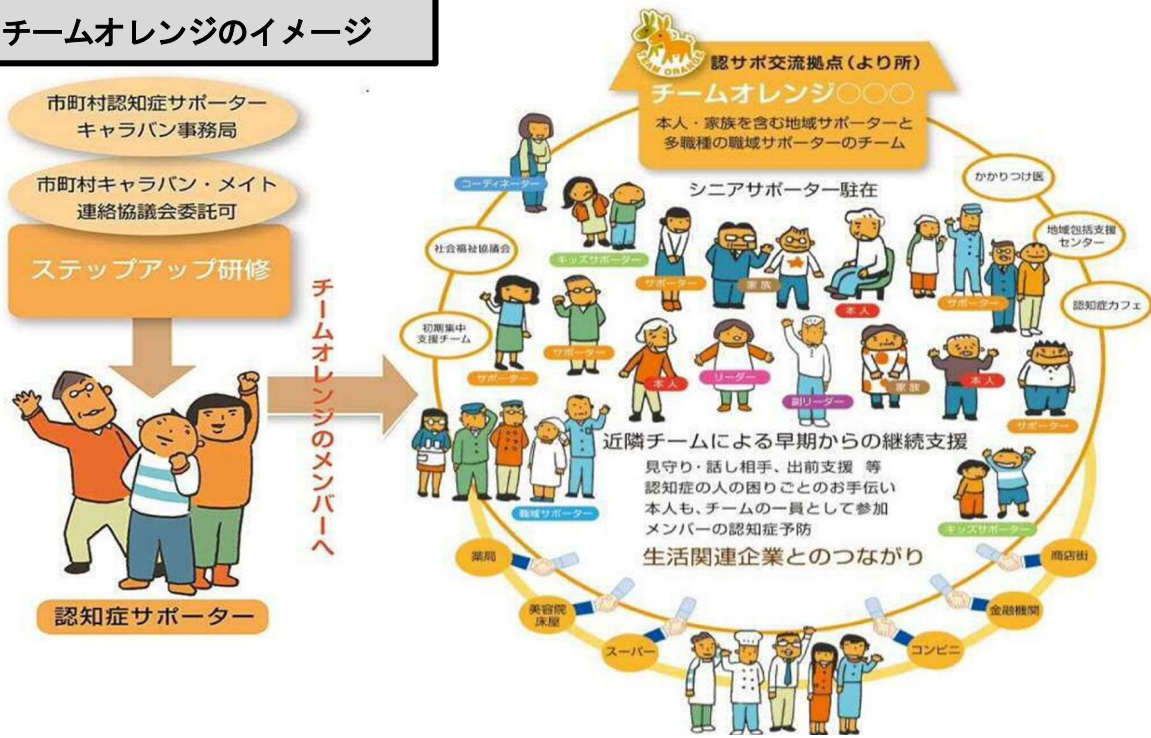
#### ③ 認知症家族交流会の開催

### (3) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

#### ① 認知症サポーターによる地域での見守り

- チームオレンジ 令和5年度、2チーム発足（南部「いいら！サンバー」・中部「あい」）  
認知症サポーターが自身の活動を一步前進させ、仲間とチームを組み、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとに対する支援などを行う取組み。支援の内容は、見守りや声掛け等、活動内容に決まりはなく、チームによって異なる。

## チームオレンジのイメージ



### ② 認知症キャラバンメイト及びサポーターのフォローアップ等

- ・新規キャラバンメイトの養成

●R6. 1. 21 キャラバンメイト養成研修実施 25名受講

内容 ・あんざいクリニック 安齋先生の講義

- ・グループワークにおいて、実際の講座の企画

<R6年度の取組み>

- ・キャラバンメイト同士の交流の場、スキルアップの場の提供
- ・認知症サポーターが活躍できる場の情報提供
- ・地域包括支援センターと該当地域のキャラバンメイトやサポーターによる講座開催、認知症カフェのボランティアなど

### ③ 認知症高齢者事前登録制度による見守りオレンジシールの配布

- ・在宅生活を送っている197名が利用 (R6. 1月末時点)
- ・行方不明捜索同報無線 (R6. 1月末時点) : 15件

### ④ 認知症高齢者の損害賠償保険事業の開始 (R2年度開始)

- ・事前登録者の中で保険加入を希望する方を対象に、事故等で他者に負わせた損害を補償するもの 保険加入者 : 187名 (R6. 1月末時点)



社会保障審議会 介護保険部会（第107回）	資料
令和5年7月10日	

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

## 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

## 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

## 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

## 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

## 5.基本的施策

### ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

### ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

### ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

### ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

### ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

### ⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

### ⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

### ⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討